

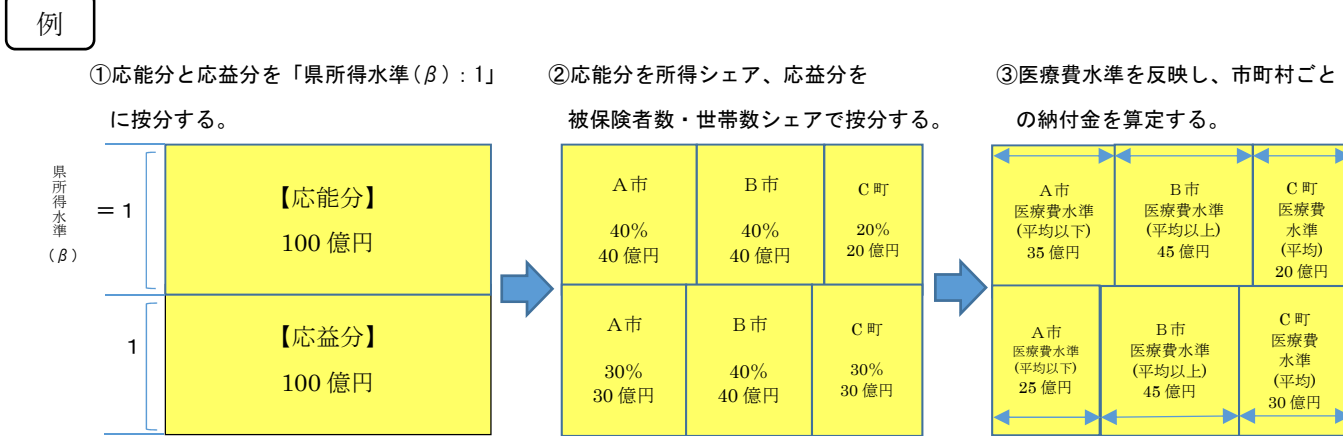
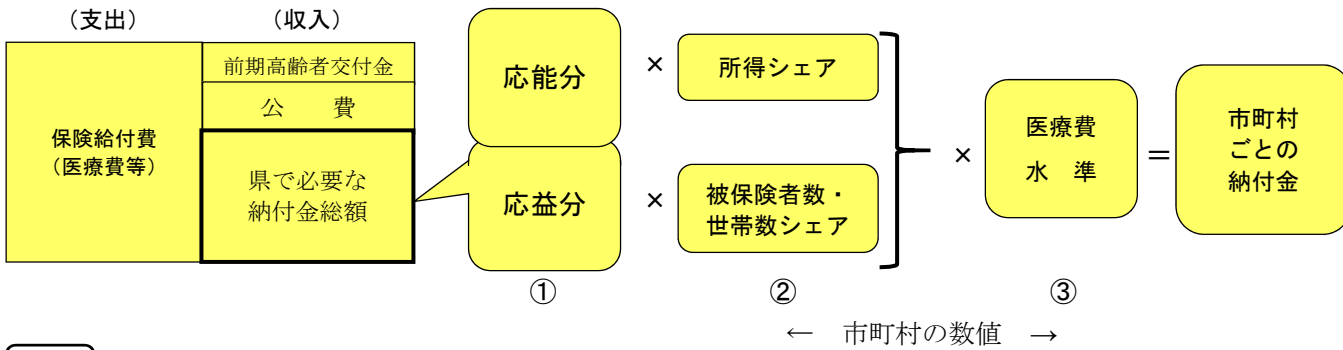
国民健康保険事業費納付金・市町村標準保険料率の算定手順等について

国民健康保険事業費納付金算定のイメージ

市町村の納付金は、県で必要な納付金総額を県所得水準により応能分、応益分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより算定する。

<青森県全体>

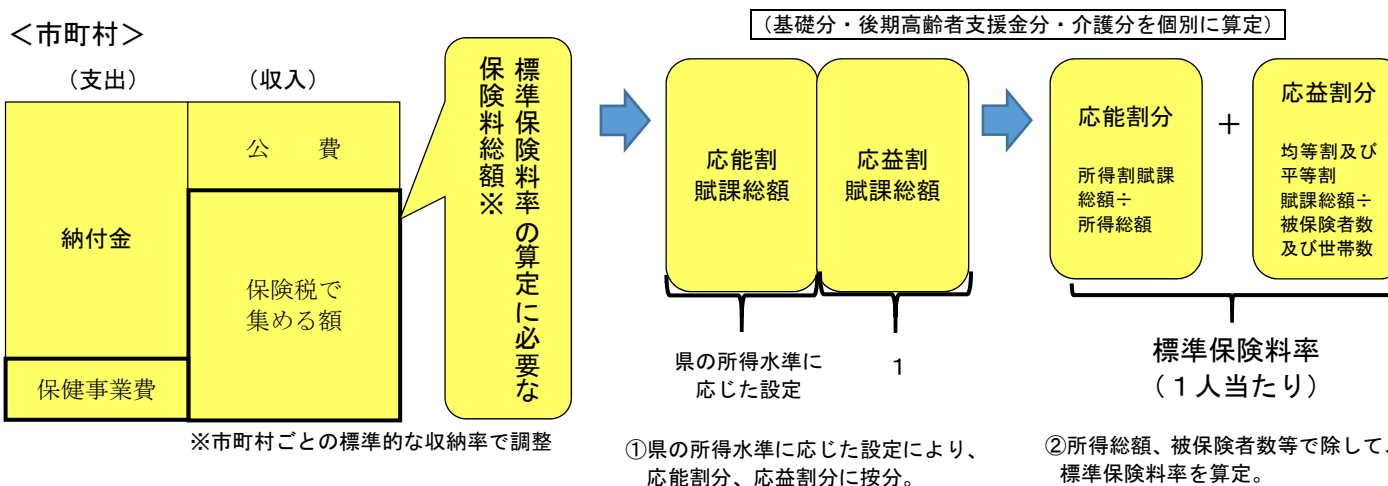
○算定式イメージ（基礎分・後期高齢者支援金分・介護分を個別に算定）



※県所得水準（β）は、全国平均を1とした場合の水準である。（参考）青森県所得水準 医療分（R02年度算定時）0.800285...

市町村標準保険料率の算定イメージ

市町村の標準保険料率は、市町村の標準保険料率の算定に必要な保険料総額を県の所得水準に応じた設定により、応能割賦課総額、応益割賦課総額に按分した後、それぞれを所得総額、被保険者数及び世帯数で除することにより、算定する。



令和2年度における現行税率と市町村標準保険料率の比較

区分		現行税率①	市町村標準保険料率②	差引②-①
基礎分	所得割率	9.71%	8.08%	△1.63P
	被保険者均等割額	20,040円	33,413円	13,373円
	世帯別平等割額	24,720円	23,895円	△ 825円
後期高齢者支援金分	所得割率	2.46%	2.71%	0.25P
	被保険者均等割額	6,360円	11,072円	4,712円
	世帯別平等割額	7,680円	7,918円	238円
介護分	所得割率	2.74%	2.42%	△0.32P
	被保険者均等割額	13,800円	12,632円	△ 1,168円
	世帯別平等割額	—	6,546円	6,546円
計	所得割率	14.91%	13.21%	△1.70P
	被保険者均等割額	40,200円	57,117円	16,917円
	世帯別平等割額	32,400円	38,359円	5,959円

現行税率と県が示した市町村標準保険料率（以下、標準保険料率）を比較すると、基礎分、後期高齢者支援金分、介護分の合計で、
 ○所得割率は、現行 14.91%から標準保険料率 13.21%、1.70ポイントの減
 ○被保険者均等割額は、現行 40,200円から標準保険料率 57,117円、16,917円の増
 ○世帯別平等割額は、現行 32,400円から標準保険料率 38,359円、5,959円の増となっており、応益負担が増となっている。

本市の国民健康保険加入世帯のうち62%（※）が法定軽減対象世帯となっており、現行税率は低所得世帯に配慮した税率設定となっている。 **※令和2年度当初賦課時点**

例 青森市の基礎分で算定（令和2年度算定時）

